参考様式第１－５号

参考式样第1-5号

特定技能雇用契約書

特 定 技 能 雇 佣 合 同

特定技能所属機関　（以下「甲」という。）と　（以下「甲」という。）と

特定技能所属机构　（以下「甲」という。）と （以下简称“甲方”）与

特定技能外国人（候補者を含む。）（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は，

特定技能外国人（含候补生）　) （以下「甲」という。）と （以下简称“乙方”），

別添の雇用条件書に記載された内容に従い，特定技能雇用契約を締結する。

遵照附件雇佣条件书所载内容，签订特定技能雇佣合同。

本雇用契約は、乙が、在留資格「特定技能１号」若しくは「特定技能２号」の上陸許可又は在留資格変更許可等を受けた日から、甲乙双方が速やかに調整を行い、同日から１か月以内の甲乙双方の合意により定めた日から雇用を開始するものとする。

根据本雇佣合同，自乙方持“特定技能1号”或“特定技能2号”在留资格入境日本，或乙方将其他在留资格变更为 “特定技能1号”或“特定技能2号”在留资格之日起，甲乙双方应迅速协调，并在自该日起一个月内的经双方协商确定的日期开始雇佣关系。

雇用条件書に記載の雇用契約期間（雇用契約の始期と終期）は、甲乙双方の調整により定めた雇用を開始する日に伴って変更されるものとする。

雇佣条件书中所记载的雇佣合同期（雇佣合同开始日期和结束日期）需根据甲乙双方协商确定的雇佣开始日期进行更改。

甲乙双方は、乙の在留資格に係る審査結果を互いに情報共有することとする。

甲乙双方应共享关于乙方在留资格审查结果的信息。

なお，雇用契約を更新することなく雇用契約期間を満了した場合，及び乙が何らかの事由で在留資格を喪失した時点で雇用契約は終了するものとする。

此外，雇佣合同期满且未更新或乙方因某种理由丧失在留资格时，雇佣合同终止。

本雇用契約書及び雇用条件書は２部作成し，甲乙それぞれが保有するものとする。

制作本雇佣合同及雇佣条件书2份，甲乙双方各持一份。

　　　　　　　　2222　　年　　12　　月　　12　　日　　締結／签订

甲（甲方）　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　盖章　　乙（乙方）　　（以下「甲」という。）と

（特定技能所属機関名・代表者役職名・氏名・捺印） 　　　　　（特定技能外国人の署名）

（特定技能所属机构名称、代表人职务、姓名、盖章） 　　　　　（特定技能外国人签名）